

個人所得に係る主な税制改正の概要

平成31年度（30年分）以降の適用分

1 配偶者控除の見直し

納税義務者の所得に応じて、控除額が下表のように変わります。また、納税義務者の合計所得金額が、1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けることは出来ません。

納税義務者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	適用できません	適用できません

※控除対象配偶者・・・配偶者の年齢が1月1日時点で69歳以下

※老人控除対象配偶者・・・配偶者の年齢が1月1日時点で70歳以上

2 配偶者特別控除の見直し

今回の見直しにより、配偶者の合計所得金額が「38万円超76万円未満」から「38万円超123万円以下」に拡充されました。また、納税義務者の所得に応じ、控除額が下表のようになります。

配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超～ 950万円以下	950万円超～ 1,000万円以下
38万円超～ 90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超～ 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超～100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超～105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超～110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超～115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超～120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超～ <u>123万円以下</u>	3万円	2万円	1万円

※従来どおり、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用は出来ません。